

クレーン安全運転ガイド

基本的な注意

1. クレーンは予め定められた運転者以外は運転してはなりません。
 - (1) 吊り上げ荷重5トン未満のクレーンは、クレーン運転業務特別教育修了者
 - (2) 吊り上げ荷重5トン以上のクレーンは、クレーン運転士免許所有者
2. 運転者は、自己の修了証または免許証を携帯してください。また、吊り上げ荷重3トン以上のクレーンの場合、クレーン検査証を確認してください。
3. クレーンの性能、機構をよく理解し、無理な運転は絶対に避けてください。
4. クレーンの各傾斜角について定格荷重をこえる荷重をかけてはなりません。(参照条文)
5. 指定されたジブの傾斜角の範囲をこえて、ジブを起伏させてはなりません。
6. 安全装置を働かないようにして、作業してはなりません。
7. 荷を吊ったまま、運転位置から離れてはなりません。
8. 運転中は、常に合図員の合図によってのみ行ってください。合図を「指差換呼」で確かめ、ブザーまたは合図による応答の後、作業をはじめます。

作業開始前の注意

9. 前日からの引き継ぎ事項を確かめ、それぞれ必要な措置をとってください。
10. クレーンを安全に運転出来るかどうかを点検してください。
 - (1) ブレーキ、操作スイッチ、ケーブル、シーブの点検
 - (2) 通路、点検デッキ等の油、グリース、くず等の清掃
 - (3) ワイヤロープとシーブの状態、ドラム巻取の状態、ワイヤロープの形状確認
 - (4) 受電電圧(10%以上の差があるときは作業をストップ)の確認
 - (5) 安全装置、クラッチ、ブレーキ、警報装置等の作動チェック
 - (6) ボルト、ナット、キーのゆるみ、脱落の有無の点検
 - (7) ジブを旋回し、傷害物の有無を確認
11. 玉掛者、合図員との当日の連絡事項を確認してください。
12. 緊急時に必要な器具、標示、信号等の有無および状態を確認してください。

運転時の注意

13. クレーンの起動、停止は急激に行なわず、できるだけ滑らかに、クレーンに大きな衝撃や吊り荷に動揺を与える運転は絶対にしてはなりません。
14. 非常時には、まず非常停止をかけてから対処してください。
15. クレーン各部から異常な音、発熱、振動、臭気などを発見したときは、直ちに運転を中止し、責任者の指示を仰いでください。
16. 強風(注)が吹いたときは運転を中止してください。
17. 風速30m/sec(注)以上の風が吹いた後、または中震(震度4)以上の地震があった後に、作業を行なうときは、予めクレーンの各部の異常の有無を点検してください。
18. 運転中停電したときは、操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置にもどし、メイン・スイッチを切って送電を待ってください。
19. 吊り荷の横引き、斜め吊り、作業中の雑談、わき見運転は絶対にしてはなりません。
20. 作業半径内に人がいるときは、ジブを旋回させてはなりません。万一、人がいるときは、警報ブザーを鳴らして、立ち去らせてください。
21. 運転者は、クレーンから離れるときは、操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置にして、メインスイッチを切ってください。

作業終了時の注意

22. ジブおよびフックを所定の位置に戻してください。
23. 操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置に戻し、メイン・スイッチを切ってください。航空障害灯のスイッチを入れ、点灯の有無を確認してください。
24. クレーン各部の異常の有無を見回り、気付いたことを責任者に知らせてください。